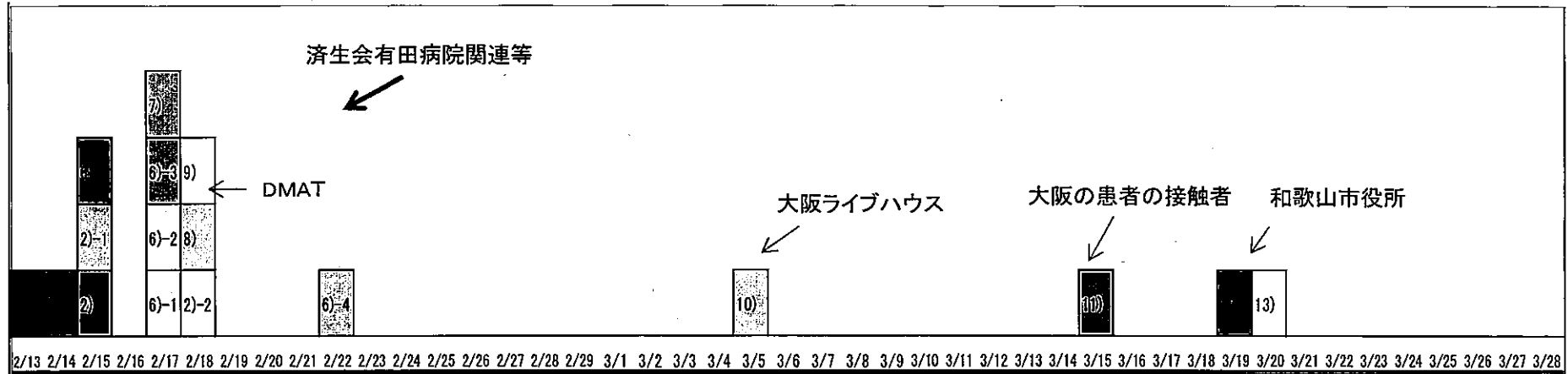


# 新型コロナウイルス感染症 県内発生と対応状況

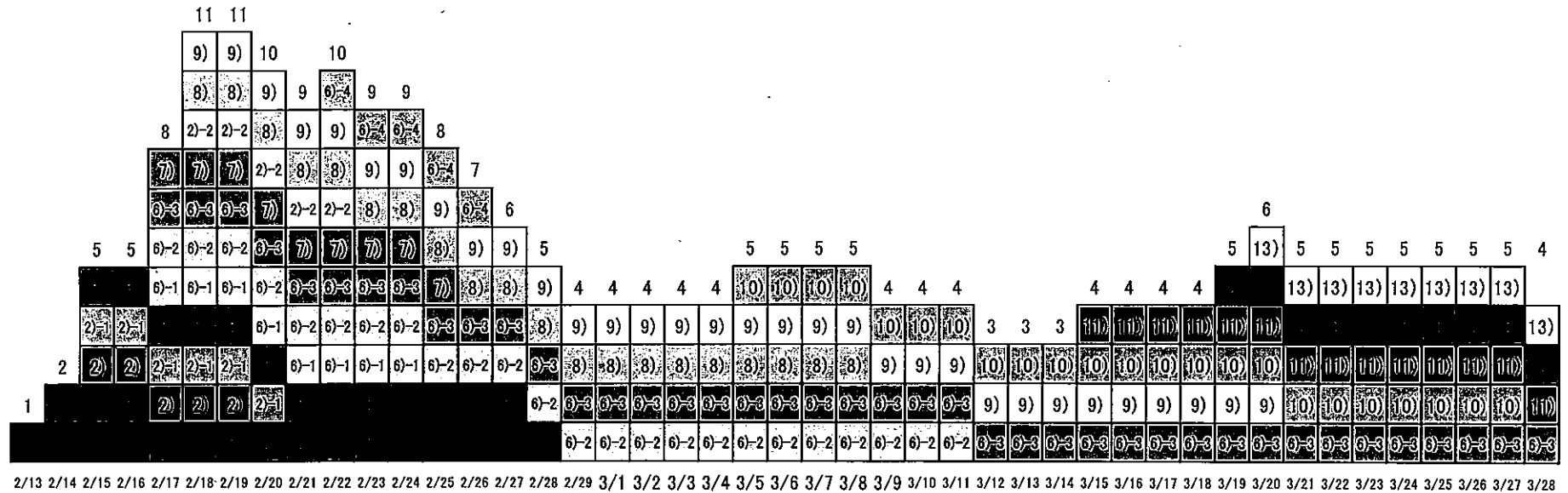
---

令和2年3月30日

## 本県の新型コロナウイルス感染者発表数の推移(2月13日~3月28日)

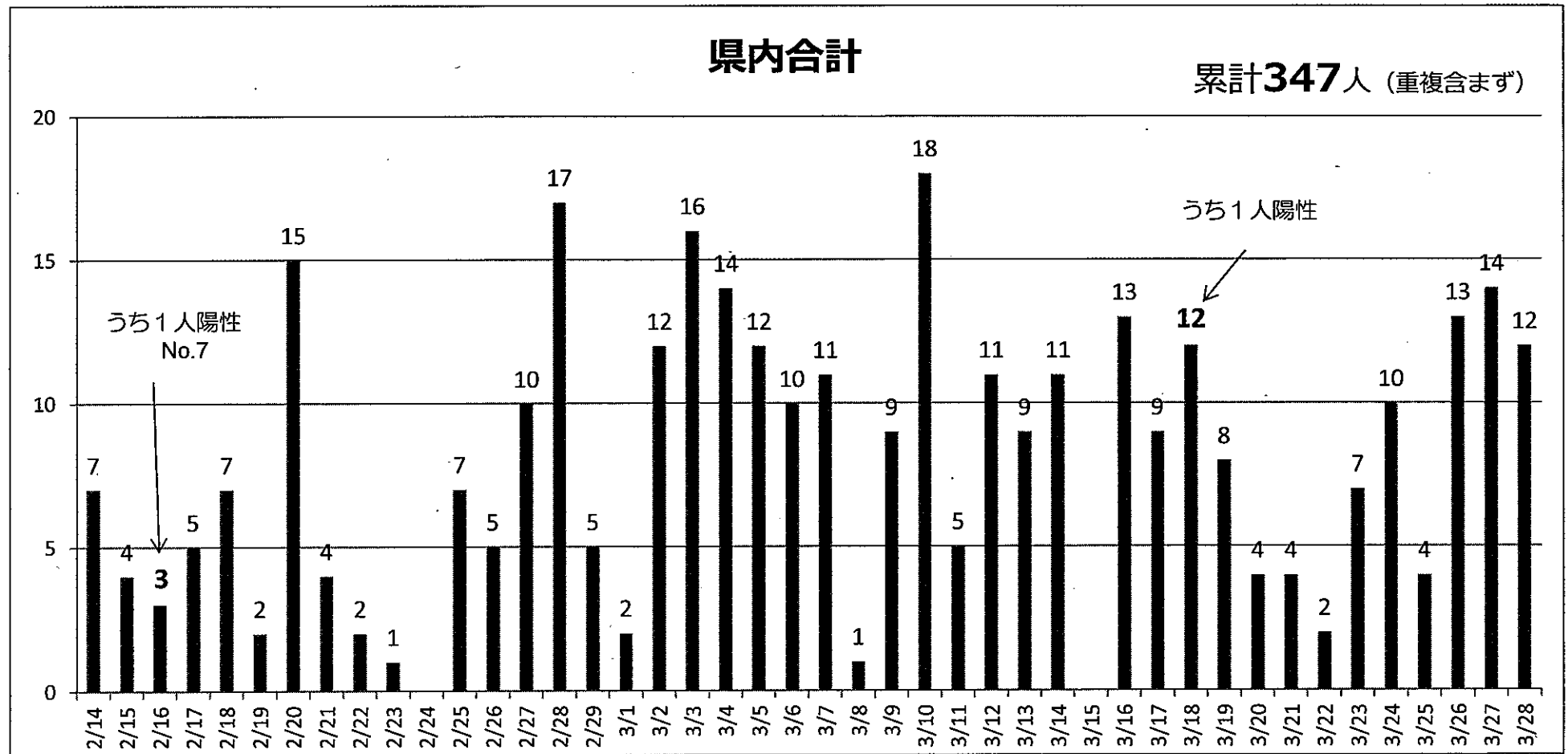


## 本県の新型コロナウイルス感染者入院患者の推移(2月13日~3月28日)



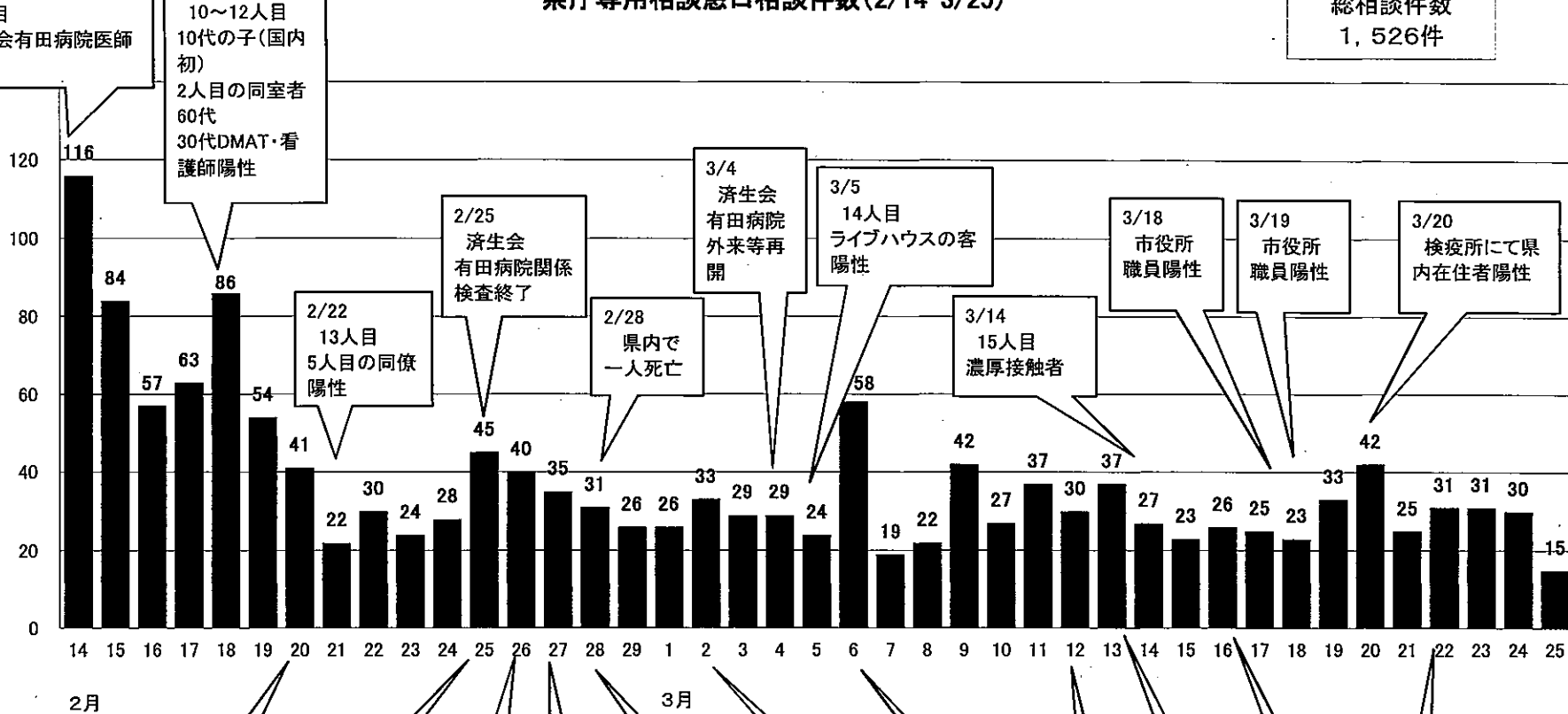


# 原因不明肺炎患者の発生動向 (検査実施：2/14～3/28まで)



県庁専用相談窓口相談件数 (2/14-3/25)

総相談件数  
1,526件



国の動向

2/20 国内初感染者1人死亡

2/25 政府基本方針を決定

2/26 政府、今後2週間のイベント延期・中止を要請

2/27 政府、小中高校・特別支援学校に3/2から春休みまで休

2/28 全国小中高校・特別支援学校の一斉休校、文科省が正式要請

3/2 全国小中高校・特別支援学校、春休みまで臨時休校へ

3/6 PCR検査 公的保険適応

3/12 WHOが「パンデミック」を宣言

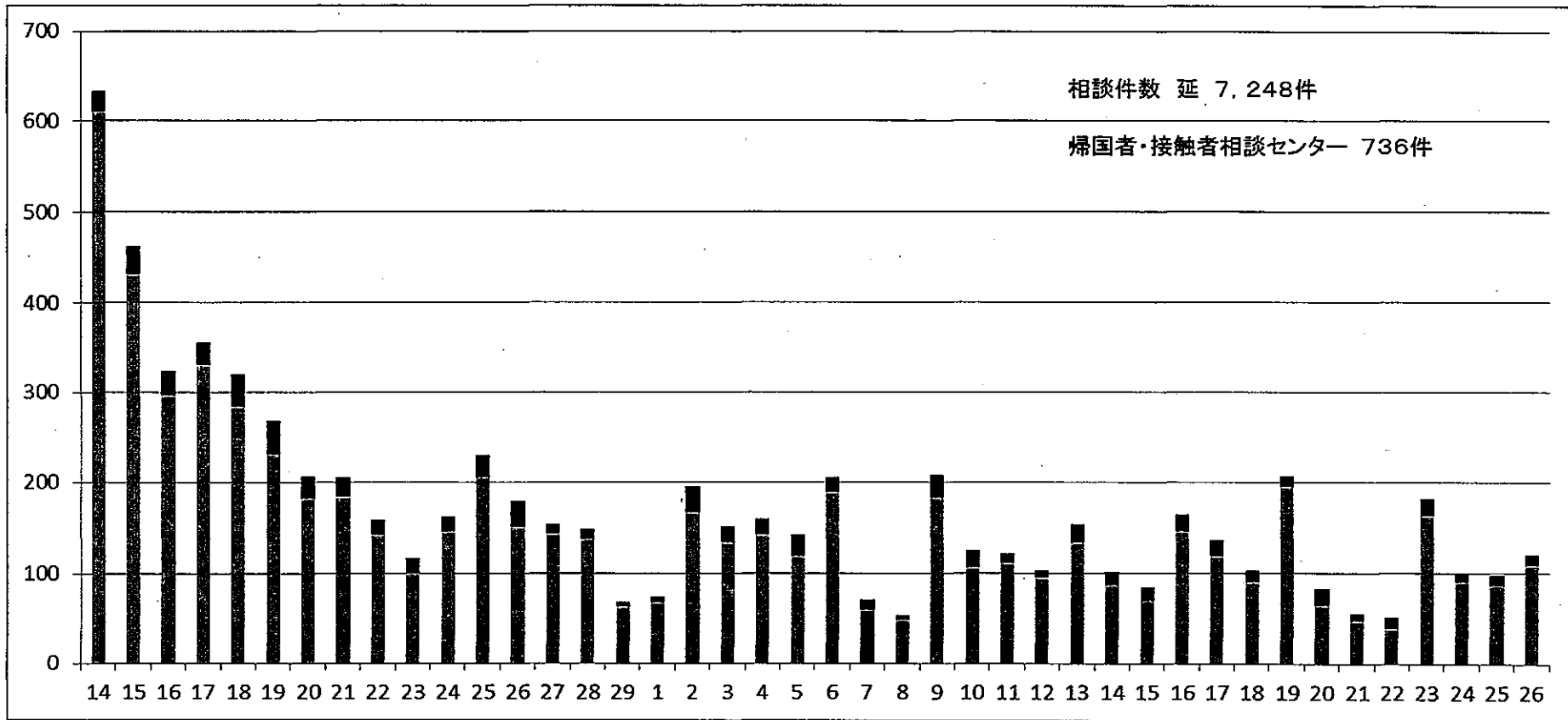
3/13 新型コロナ対策の特措法が成立

3/16 一部の自治体、今日から学校再開

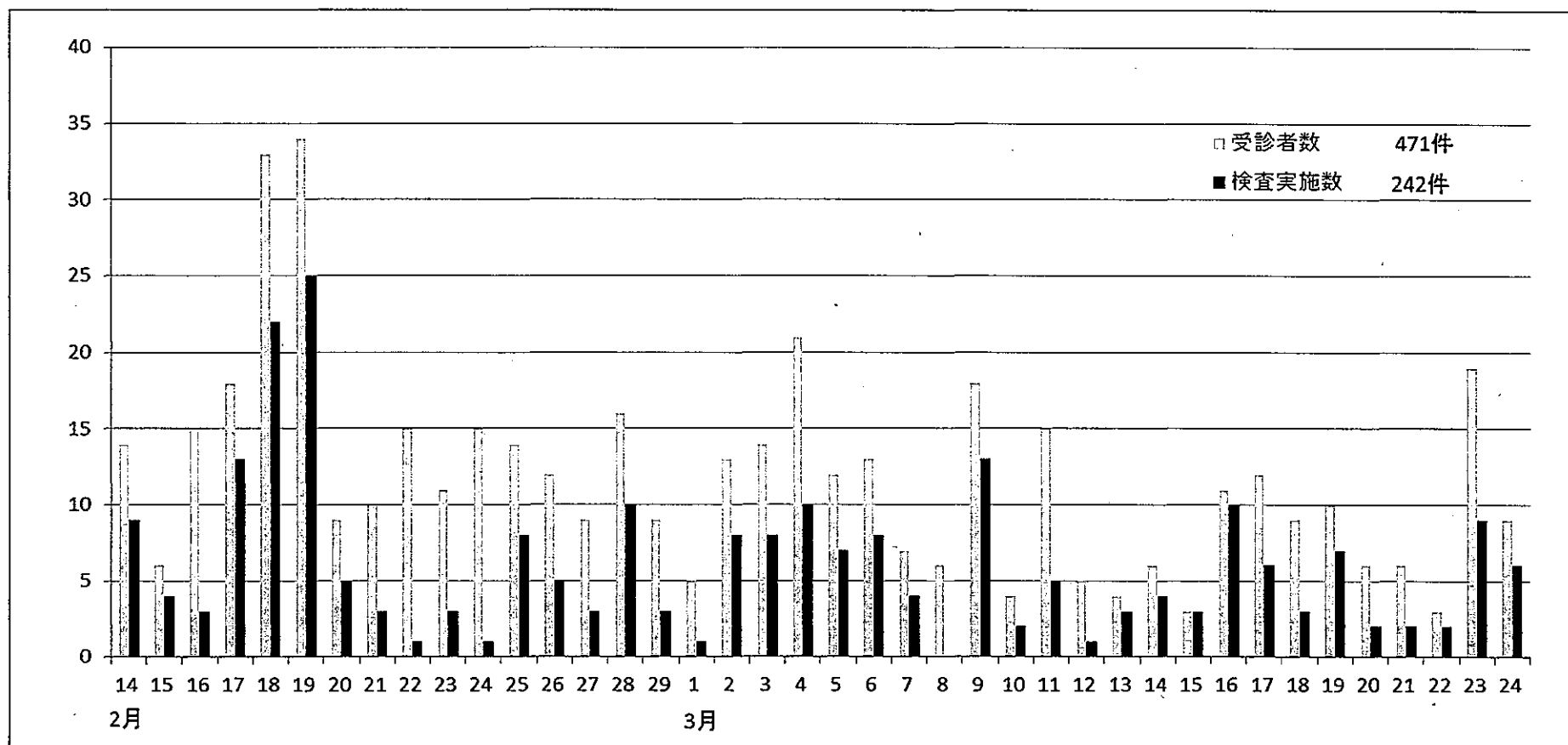
3/22 アメリカ全土を対象に「感染症危険情報」を「レベル2」に引き上げ

3/26 新型コロナ感染症対策本部を設置

# 保健所 専用相談窓口及び 帰国者・接触者相談センター相談件数



# 帰国者・接触者外来での受診・検査状況



# 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(骨子)

令和2年3月28日 政府対策本部決定

## 【全般的な方針】

- 情報提供・共有及びまん延防止策による感染拡大速度の抑制
- サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供による重傷者、死亡者の発生抑制
- 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策による社会・経済機能への影響阻止
- 地域での感染者の発生が抑制された場合における強化した対策の緩和

## 【対策の実施に関する重要事項】(特に、県・市町村の役割)

### (1) 情報提供・共有

- ・ 政府・各省庁との緊密な情報連携による、様々な手段を活用した住民に対する独自メッセージの配信と注意喚起

### (2) サーベイランス・情報収集

- ・ 医師が必要と認める検査の実施と、分析結果の定期的な公表

### (3) まん延防止

- ・ 積極的疫学調査による濃厚接触者に対する健康観察・外出自粛の要請
- ・ 特措法第24条9項に基づく、クラスター関係施設への休業やイベント自粛等の必要な対応の要請
- ・ 「3密」の同時重複となる集まりに対する自粛協力を強く依頼
- ・ リスク対応が整わない全国的・大規模なイベントに対する慎重な対応の依頼
- ・ オーバーシュートの予兆がある地域における、期間を示した上での外出・イベント開催の自粛についての迅速な協力要請

### (4) 医療

- ・ 厚生労働省との協力による、感染拡大状況に応じた柔軟な医療提供体制及び、感染者の大幅な増加を見据えた医療提供体制の確保

### (5) 経済・雇用対策

- ・ 政府が行う経済財政政策を活用した、様々な形態で働く者の雇用や生活の維持と中小・小規模事業者や個人事業主の事業継続のための制度整備

### (6) その他重要な留意事項

- |                |             |
|----------------|-------------|
| 1) 人権等への配慮     | 2) 物資・資材の供給 |
| 3) 関係機関との連携の推進 | 4) 社会機能の維持  |
| 5) その他         |             |

緊急事態宣言の該当要否は、政府対策本部長が、国内外の発生状況、国民への影響について諮問委員会の意見を十分踏まえて上で総合的に判断



## 和歌山県新型インフルエンザ等対策本部設置要綱

平成17年12月28日策定

平成18年 7月10日改訂

平成25年 4月 5日改訂

## (目的)

第1条 この要綱は、和歌山県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

## (設置)

第2条 新型インフルエンザの発生の危機に対し、全庁でその対策及び連絡調整を円滑に行うため、新型インフルエンザ対策行動計画（平成17年12月28日策定）に基づき対策本部を設置する。

## (所掌事務)

第3条 対策本部は、次の各号に掲げる業務を所掌する。

- (1) 情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 患者の医療体制の確保に関すること。
- (3) 感染の防止に関すること。
- (4) その他新型インフルエンザ対策に関すること。

## (組織)

第4条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長には知事を、副本部長には副知事、危機管理監及び福祉保健部長を、本部員には別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 4 副本部長は、対策本部各班及び第7条に定める現地対策本部等を指揮し、実務の取りまとめを行う。
- 5 対策本部における班の構成及び事務分担は、別途定めるものとする。また、班の構成及び事務分担は必要に応じて追加及び変更することができるものとする。

## (本部会議)

第5条 対策本部に本部会議を置く。

- 2 本部長は、本部会議を招集する。
- 3 本部会議は、和歌山県新型インフルエンザ対策行動計画第1章7の「発生段階」に応じて開催する。
- 4 本部会議の議長には本部長を、副議長には副本部長を、議員には部員をもって充て、議事進行は本部長の指名した部員が行うものとする。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 6 議長は、第3項に掲げる者のほか、本部会議に必要と認められる者の出席を求めることができる。

## (現地対策本部等)

第6条 次の各号の場合、関係管内を所管する現地対策本部を、本部長と地方機関の長が協議の上、設置する。

(1) 地方機関の長が設置すると判断した場合

(2) 危機管理監が設置すると判断した場合

(庶務)

第7条 対策本部の庶務は、総務部危機管理局危機管理課において処理する。

(解散)

第8条 対策本部は、次の各号の場合に解散する。

(1) 危機の発生のおそれなくなった（危機による被害の拡大のおそれなくなった）  
と本部長が認めたとき

(2) 危機に対する応急措置が概ね終了したと本部長が認めたとき

(3) 危機への対応を危機管理連絡会議で行うこととなったとき

(対策室への移行)

第9条 前条第1項第3号の場合、危機管理連絡会議に事務を引き継ぐ。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

別表第1（第4条関係）

区 分	職 名
本部員	知事室長 総務部長 企画部長 環境生活部長 商工観光労働部長 農林水産部長 県土整備部長 会計管理者 県教育長 県警察本部長 危機管理局長 健康局長

## 新型インフルエンザ等対策本部

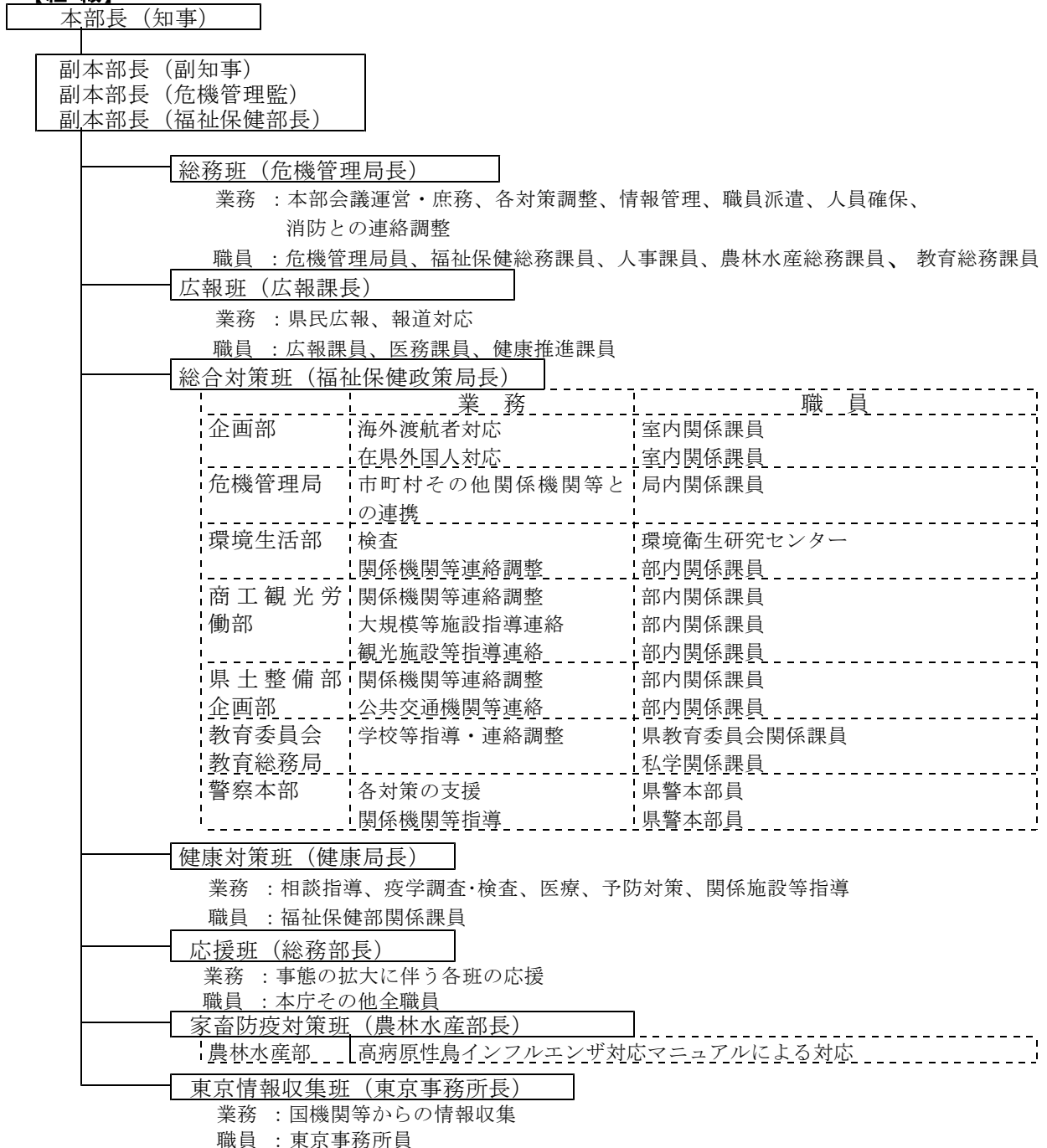
### 【 設 置 】

県行動計画海外発生期以上、又は知事が必要と認めたときに設置する。

### 【 本 部 会 議 】

本部長（議長）	知事
副本部長（副議長）	副知事、危機管理監、福祉保健部長
議 員	知事室長、総務部長、企画部長、環境生活部長、商工観光労働部長、農林水産部長、県土整備部長、会計管理者、教育長、警察本部長、危機管理局長、健康局長

### 【 組 織 】



# 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 - 第2弾 - (ポイント)

令和2年3月10日  
新型コロナウイルス感染症対策本部

- 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う（財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円）。
- 今後とも、感染の状況とともに、**地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。**

## (1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

### ◆感染拡大防止策

- ・ **クラスター対策の専門家**を地方公共団体へ派遣
- ・ 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助

### ◆需給両面からの総合的なマスク対策

- ・ ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、**マスクの転売行為を禁止**
- ・ **布製マスク2,000万枚**を国で一括購入し、**介護施設等に緊急配布**
- ・ **医療機関向けマスク1,500万枚**を国で一括購入し、**必要な医療機関に優先配布**
- ・ マスクメーカーに対する**更なる増産支援**

### ◆PCR検査体制の強化

- ・ PCR検査設備の民間等への導入を支援し、**検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)**
- ・ PCR検査を**保険適用(公費補助)**により引き続き自己負担なし)

### ◆医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速

- ・ **緊急時に5,000超**の病床確保と**人工呼吸器**等の設備整備支援
- ・ AMED等の活用による**治療薬**等の開発加速

### ◆症状がある方への対応

- ・ **傷病手当金**の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底

### ◆情報発信の充実

- ・ 政府広報等の活用等による、**わかりやすく積極的な広報**(典型的な臨床情報等)
- ・ **在留外国人、外国人旅行者**に対する多言語での適切迅速な情報提供

## (2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

### ◆保護者の休暇取得支援等

- ・ 正規・非正規を問わない**新たな助成金制度の創設(10/10、日額上限8,330円)**
- ・ 委託を受けて個人で仕事をする方も支援(一定の要件を満たす方：**日額4,100円**)

### ◆個人向け緊急小口資金等の特例

- ・ **緊急小口資金**等の特例の創設(**緊急小口 10万円→20万円、無利子、償還免除**等)

### ◆放課後児童クラブ等の体制強化等

- ・ 午前中から**放課後児童クラブ**等を開所する場合等の追加経費を**国費(10/10)**支援
- ・ **ファミリー・サポート・センター事業**の利用料減免分を**国費(10/10)**支援
- ・ **企業主導型ベビーシッター利用者支援事業**の3月の割引券上限引上げ(**月24枚→120枚**)

### ◆学校給食休止への対応

- ・ 臨時休業期間中の**学校給食費の保護者への返還要請**、国による費用負担支援
- ・ **給食調理業者、食品納入業者、酪農家**等へのきめ細かい各種支援

### ◆テレワーク等の推進

## (3) 事業活動の縮小や雇用への対応

### ◆雇用調整助成金の特例措置の拡大

- ・ 特例措置の対象を**全事業主**に拡大、対象の明確化(**一斉休業等**)、**1月遡及適用**
- ・ 特別な地域における助成率の上乗せ(**中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3**)等

### ◆強力な資金繰り対策 ※緊急対応策関連の金融措置：総額1.6兆円規模

- ・ 「**新型コロナウイルス感染症特別貸付制度**」を創設(**5,000億円規模**)し、金利引下げ、さらに**中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援**
- ・ 信用保証協会によるセーフティネット4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)
- ・ **日本政策投資銀行(DBJ)**及び**商工中金**による危機対応業務等を実施し、**資金繰りや国内サプライチェーン再編支援(2,040億円)**
- ・ 民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請

### ◆サプライチェーン毀損への対応

- ・ **国際協力銀行(JBIC)**の「**成長投資ファシリティ**」等の活用(**最大5,000億円規模**)
- ・ **DBJ**による国内サプライチェーン再編支援(再掲)

### ◆観光業への対応

- ・ 魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の誘客先の多角化等支援
- ・ 事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討

### ◆生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

## (4) 事態の変化に即応した緊急措置等

### ◆新たな法整備(令和2年3月10日閣議決定)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に**新型インフルエンザ等対策特別措置法**を適用

### ◆水際対策における迅速かつ機動的な対応

- ・ 上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応

### ◆行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

- ・ **確定申告期限の延長(令和2年4月16日まで)**、**運転免許の更新の臨時措置**等
- ・ 公共工事等の柔軟対応(**工期の延長**等)や繰越の弾力的対応

### ◆国際連携の強化

- ・ WHO等による緊急支援への貢献

### ◆地方公共団体における取組への財政支援

★新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾— 担当課室一覧

資料 4-1

※国が直接実施する施策で、県が制度や窓口の周知を必要としないものについては、担当部局、担当課を( )書きにしています。

本部の対応策の項目	担当		県としての対応	
	国	県	担当部局	担当課室
<b>(1) 感染拡大防止策と医療体制の整備</b>				
<b>◆感染拡大防止策</b>				
1・クラスター対策専門家の地方公共団体へ派遣	●		(福祉保健部)	(健康推進課)
2・介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助(補助率:介護施設2/3等)		●	福祉保健部	福祉保健総務課、長寿社会課、障害福祉課、子ども未来課
3・鉄道、自動車運送、航空・海事関係事業者等の従業員の感染症対策の徹底、駅等への消毒液の設置、テレワーク、時差出勤の呼びかけ等の要請	●	●	企画部 県土整備部	総合交通政策課 港湾空港振興課、道路保全課
4・宿泊施設、飲食店等のビュッフェスタイルの食事を安全に行うための考え方の提示		●	環境生活部	食品・生活衛生課
<b>◆需給両面からの総合的なマスク対策</b>				
5・国民生活安定緊急措置法適用によるマスクの転売行為禁止	●	●	環境生活部 警察本部	県民生活課 生活環境課
6・再利用可能な布製マスクの緊急配布(介護施設、障害者施設、保育所、放課後児童クラブ等)		●	企画部 福祉保健部	文化学術課 福祉保健総務課、長寿社会課、障害福祉課、子ども未来課
7・医療機関向けマスクの優先配布及び調整		●	福祉保健部	医務課、薬務課
8・マスクメーカーに対する増産支援(補助率:中小企業3/4、大企業・中堅企業2/3)	●		(商工観光労働部)	(企業振興課)
9・マスク以外の物資で供給不安が広がっている場合の正確な情報提供、転売禁止を含めた必要な対応	●	●	環境生活部	県民生活課
<b>◆PCR検査体制強化</b>				
10・PCR検査設備の民間等への導入支援(補助率:1/2)で、検査能力拡大(最大7,000件/日)	●	●	福祉保健部	健康推進課
11・迅速検査機器の精度等に関する実証等を行い、3月中の利用開始	●		(福祉保健部)	(健康推進課)
12・確実な検査実施のための広域融通に対する国の仲介	●	●	福祉保健部	健康推進課
13・PCR検査の保険適用(公費補助で自己負担なし)	●	●	福祉保健部	健康推進課
<b>◆医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速</b>				
14・引き続き必要な感染症病床の確保を進めるとともに、人工呼吸器等の設備整備支援(補助率:1/2)		●	福祉保健部	医務課、健康推進課
15・遠隔健康医療相談窓口の設置		●	福祉保健部	健康推進課、医務課
16・AMED等の活用による治療薬等の開発加速情報収集		●	(福祉保健部)	(薬務課)
<b>◆症状がある方への対応</b>				
17・傷病手当金の円滑支給に向けた取扱の明確化、周知徹底(支給する市町村に対し、国で全額財政支援)		●	福祉保健部	国民健康保険課
<b>◆情報発信の充実</b>				
18・政府広報等の活用等による、わかりやすく積極的な広報(典型的な臨床情報等)		●	知事室、福祉保健部	広報課、健康推進課
19・在留外国人、外国人旅行者に対する多言語対応等の情報提供特別体制の運営交付限度額を倍額まで増額		●	企画部 商工観光労働部	国際課 観光交流課
20・JNTO等を通じ、政府の取組状況を透明性をもって国外に発信	●		(商工観光労働部) (福祉保健部)	(観光交流課) (健康推進課)

本部の対応策の項目		担当		県としての対応	
		国	県	担当部局	担当課室
<b>(2) 学校の臨時休業に伴う課題への対応</b>					
<b>◆保護者の休暇取得支援等</b>					
21	・正規・非正規問わない新たな助成金制度創設(国10/10、定額¥8,330)	●		【商工関係】 商工観光労働部 労働政策課 ほか、各関係団体所管部署で制度や窓口の周知等の対応	
22	・委託を受けて個人で仕事する方への助成制度(一定要件満たす方、国10/10、日額上限¥4,100)	●			
23	・学校の臨時休業後も、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るよう地方公共団体に要請	●	教育委員会	学校人事課	
24	・都道府県が行う看護職員、保育士、介護職員等の代替職員確保のための派遣調整を支援	●	福祉保健部	福祉保健総務課、長寿社会課、障害福祉課、子ども未来課、医務課	
<b>◆個人向け緊急小口資金等の特例</b>					
25	・緊急小口資金等の特例の創設(緊急小口10万円→20万円、無利子、償還免除等)	●	福祉保健部	福祉保健総務課	
<b>◆放課後児童クラブ等の体制強化等</b>					
26	・午前中から放課後児童クラブ等を開所する場合等の追加経費支援(国10/10)と教室等利用による教職員の協力、放課後等サービスも同様	●	福祉保健部	子ども未来課、障害福祉課	
27	・ファミリー・サポートセンター事業の利用料減免分を支援(国10/10)	●	福祉保健部	子ども未来課	
28	・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の3月割引券上限引上げ(月24枚→120枚)	●	(福祉保健部)	(子ども未来課)	
29	・公立学校における加配教員、学習指導員、スクールカウンセラー等に活用を支援	●	教育委員会	学校人事課、義務教育課児童生徒支援室	
<b>◆学校給食休止への対応</b>					
30	・臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請、国による費用負担支援	●	教育委員会	健康体育課	
31	・給食調理業者が実施する職員研修、設備購入等に対する支援(定額:全額公費負担)	●	教育委員会 環境生活部	健康体育課 食品・生活衛生課	
32	・食品納入業者・生産者等が実施する学校給食用野菜等の代替販路確保、慈善団体への寄付に対する支援(定額:全額国庫負担)	●	農林水産部	農林水産総務課	
33	・酪農家に対する既存加工原料乳生産者補給金制度を超える価格差支援等(定額:全額国庫負担)	●	農林水産部	畜産課	
34	・乳業メーカーに対し、やむを得ず廃棄した給食用牛乳の処分費用支援(定額:全額国庫負担)	●	環境生活部 農林水産部	循環型社会推進課 畜産課	
<b>◆テレワーク等の推進</b>					
35	・テレワークコースについて、新たにテレワークを導入した中小企業の補助(1企業:100万円上限)	●	商工観光労働部	労働政策課	
36	・中小企業生産性革命推進事業においてテレワーク導入に取り組む事業者を優先支援	●	商工観光労働部	商工振興課	
37	・テレワーク導入を図る企業に対するICT専門家の無料相談対応を推進	●	商工観光労働部	労働政策課	
38	・地方公共団体におけるテレワークの推進等を要請	●	総務部	行政改革課、人事課、市町村課	
39	・時差出勤の強力な推進と特別休暇制度を整備した中小企業等に対する補助	●	商工観光労働部	労働政策課	
40	・働き方改革に関する中小企業等の指導監督にあたっては、閣議決定内の”配慮”に新型コロナウイルス発生等が中小企業に与える影響が含まれることの周知徹底	●	●	商工観光労働部	労働政策課

本部の対応策の項目	担当		県としての対応	
	国	県	担当部局	担当課室
<b>(3) 事業活動の縮小や雇用への対応</b>				
<b>◆雇用調整助成金の特例措置の拡大</b>				
41	●		商工観光労働部	労働政策課
42	●		商工観光労働部	労働政策課
43	●	●	商工観光労働部	労働政策課
44	●		商工観光労働部	労働政策課
<b>◆強力な資金繰り対策</b>				
45	●			
46	●			
47	●			
48	●			
49	●	●		
50	●			
51	●			
52	●			
53	●			
54	●			
55	●		(商工観光労働部)	(商工振興課)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>【商工関係】 : 商工観光労働部 商工振興課  【農林漁業】 : 農林水産部 (農)経営支援課、(林)林業振興課(漁)水産振興課  【医療・福祉事業者】 : 福祉保健部 医務課、福祉保健総務課、子ども未来課、長寿社会課、障害福祉課</p> </div>				
<b>◆サプライチェーン毀損への対応</b>				
56	●		商工観光労働部	商工振興課、産業技術政策課
57	●		商工観光労働部	商工観光労働総務課
58	●		商工観光労働部	商工観光労働総務課
59	●		(商工観光労働部)	(商工振興課)
60	●		(商工観光労働部)	(商工振興課)
61	●		商工観光労働部	企業振興課
<b>◆観光業への対応</b>				
62	●	●	商工観光労働部	労働政策課、商工振興課
63	●		(商工観光労働部)	(観光交流課) (健康推進課)
64	●		商工観光労働部	商工振興課、産業技術政策課
65	●	●	商工観光労働部 県土整備部	観光振興課、観光交流課 港湾空港振興課
66	●	●	商工観光労働部 県土整備部	観光交流課 港湾空港振興課、都市政策課
67	●	●	商工観光労働部 県土整備部	観光振興課、観光交流課 港湾空港振興課
<b>◆生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化</b>				
68	●		福祉保健部	福祉保健総務課

本部の対応策の項目	担当		県としての対応	
	国	県	担当部局	担当課室
<b>(4) 事態の変化に即応した緊急措置等</b>				
<b>◆新たな法整備 (R2. 3. 10閣議決定)</b>				
69	●	●	福祉保健部 総務部	健康推進課 危機管理・消防課、災害対策課
<b>◆水際対策における迅速かつ機動的な対応</b>				
70	●		(企画部) (福祉保健部) (県土整備部)	(国際課) (健康推進課) (港湾空港振興課)
71	●	●	企画部 県土整備部	総合交通政策課 港湾空港振興課
<b>◆行政手続、公共調達等に係る臨時措置等</b>				
72	●		(総務部)	(税務課、市町村課)
73	●	●	総務部	税務課、市町村課
74	●	●	警察本部	運転免許課
75	●		(企画部)	(国際課)
76		●	福祉保健部ほか	長寿社会課 ほか更新を必要とする資格を所管する課室
77	●		(商工観光労働部)	(商工労働総務課)
78	●	●	全部局	
<b>◆国際連携の強化</b>				
79	●		(福祉保健部)	(医務課、薬務課、健康推進課)
<b>◆地方公共団体における取組への財政支援</b>				
80		●	総務部	財政課、市町村課